

別記様式第2号（第6条関係）

誓約書（申請者用）

多治見市太陽光発電設備等設置費補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

1 要綱記載事項

- (1) 多治見市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (2) 補助対象設備について、国、県及び本市から別の補助金等を受領していないこと。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）に基づくFIT制度の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
- (4) 電気事業法第2条第1項第5号ロの接続供給（自己託送）を行わないこと。
- (5) 発電した電力量の30%以上を、申請に係る住宅の敷地内で家庭用の電力として消費すること。
- (6) 設備設置により得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に係る環境価値をその需要家に帰属させること。
- (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (8) 補助金の再確定により補助金の一部の返還を命じられた場合において、返還期限までに返還ができないときは、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に支払うこと。

2 事業の実施に関する誓約事項

- (1) 一の場所における設備を、複数の設備に分割して扱わないこと。
- (2) 地域住民や市と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (3) 関係法令及び条例等の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- (4) 防災、環境保全、景観保全を考慮し補助対象設備の設計を行うよう努めること。
- (5) 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀の外側の見えやすい場所に標識（施工業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- (6) 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- (7) 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、補助対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」に基づき、必要な経費を積み立てる等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- (8) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (9) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- (10) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- (11) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- (12) 補助対象設備を処分する際は、関係法令及び条例等の規定を遵守すること。

年 月 日

署名

